第6回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議 概要

日時: H24.1.10(火)14:50 16:26

場所:議事堂3 F301 委員会室

出席者:会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議委員(9名)

資料:第6回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議事項書

|資料 1| 四日市市議会基本条例について

資料 2 四日市市議会基本条例逐条解説

資料3 四日市市議会基本条例運用規程

|資料4| 通年議会の課題等に関する意見等

参考資料 四日市市議会の改革について

<検討会議事録 概要版 >

委員: ただいまから、第6回「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を開催する。前回のプロジェクト会議では、前々回に引き続き、通年議会の課題等について、いただいたご意見等を受けて、個別の項目について具体的な検討を加えたので、「第1定例会の招集回数及び会期」及び「その他」以外については、検討が終了しているので、その2項目以外について後ほど検討を行いたい。

本日は、通年議会の先行自治体議会である四日市市議会事務局職員をお招きしているので、まず、その取組について聴き取り調査を行うこととする。その後、通年議会の課題等について検討を行う。四日市市議会事務局からは、樋口次長様をはじめ、4 名の方に出席をいただいている。

本日の進め方であるが、まず、資料に基づき、四日市市議会事務局から四日市市議会における通年議会の取組について説明をいただき、その後、質疑応答を行う。それでは、四日市市議会における通年議会の取組について説明をお願いする。

四日市市議会事務局:本日は、四日市市議会の取組について、このような機会を頂戴いし、大変ありがとうございます。と、申し上げるのが通常かと思うが、本来であれば逆に私どもがいろいろお教えをいただかなければいけないのではないかと思い、大変恐縮をしている次第である。限られた時間ではあるが、精一杯私どものお話できるところをさせていただいて、わずかでもご参考にしていただけるところがあればと思っている。

ただ、私どもも、昨年5月1日に議会基本条例を施行し、まだ1年を経過していない という状況なので、「これからどうなるんだろう」というところも実はある。逆に、本当 にそういうところこそ「こうしたらどうか」というようなお教えを賜ればありがたいと 思っている。

では、説明に入らせていただく前に、事務局の職員の自己紹介をさせていただく。

~ 四日市市議会事務局職員 自己紹介 ~

四日市市議会事務局:事項書に従い、まず、通年議会の導入に至る経緯について、資料に基づいて、説明させていただく。

四日市市議会事務局:まず、手元の参考資料「四日市市議会の改革について」をご覧いただきたい。まず、通年議会導入に至るまでの経緯についてということで、私どもの市議会で議論する場、それがどういったところであったかというところを説明する。1 ページの1の(3)の「市政活性化推進等議員懇談会」、こちらを私どもは略して、「市活懇」と呼んでいたが、こちらは平成12年度に、当時の議長の意向で議長の諮問機関として、議員だけで議論する場ということで設置した。これまで、この「市活懇」は、議員提案による条例案の議員間による事前調整を行う場として活用されていたものである。

次に、(4)の「議員政策研究会」についてである。こちらは、先ほどお話した、平成12年度設置の市政活性化推進等議員懇談会、こちらを平成17年度に、議長の諮問機関という位置付けではないが、全議員が一堂に会して、市政に関する課題に対して共通の認識を図るために議論する場として改組した。ここに、平成21、22年度に、議会基本条例の分科会を発足させ、20名の議員で議論を行った。この議会基本条例分科会については、9回議論し、分科会の原案をつくった段階で調査研究を終了している。条例案を検討する前に、議員間での共通認識を図る場があったということである。

続いて、「四日市市議会基本条例について」というA3の資料をご覧いただきたい。こちらは、基本条例の内容を概要版としてまとめたものである。四日市市議会では、これまでの議会改革で行った部分に加え、平成17年に議員提案で制定された、四日市市市民自治基本条例の基本的な考えである市民自治の考え方を基に、議会の基本理念とか基本方針を条例に定めて基本条例としたものである。

この基本条例制定への流れだが、先程の全議員で構成する議員政策研究会の分科会で 9 回議論し条例案をまとめた。通年議会についても検討課題ということで、分科会で議 論している。この分科会原案を基にし、平成22年の6月に議会基本条例調査特別委員 会を11名の議員で設置した。分科会原案をもとにして、検討を開始し内容の精査等を行いながら26回にわたる調査研究を実施し、条例案が策定されている。条例案に対する、パブリックコメント、意見募集の実施等を経て、最終的に再度、全議員の議員政策研究会で最終案を検討し、条例を策定いたしている。条例については、平成23年の3月31日の公布、平成23年の5月1日からの施行となっている。条例の中で、通年議会等詳細な部分については、次に説明する。

四日市市議会事務局:続いて私から、議会基本条例の施行に伴い実施することになった通 年議会について説明する。説明は、先ほどと同じ「四日市市議会基本条例について」と いうA3の資料でさせていただく。

はじめに、通年議会の全国における実施状況である。本市は、昨年の5月から実施をしているわけだが、市議会あるいは都道府県議会で実施しているところはない。本市が全国初めてということで実施している。町村については、本市が実施する以前に、北海道福島町など、全国で10団体程度が実施しており、一昨年に通年を導入するかどうか検討している段階の特別委員会が、北海道の福島町へ視察に訪れている。

次に、本市の通年議会の内容についてである。本市の議会基本条例第9条第1項では、「議会は定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする」と規定している。これまでは市長が招集し、3ヶ月ごとに開く定例会か、あるいは必要に応じて開く臨時会により、議案に対する審議、議決を行ってきた。しかしながら、議会を開会するには、市長が招集する手続きが必要であるし、時間もかかる。また、議会側の意思で会議を開くことができない。さらに、議会の閉会中は、市長により、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分が行われることなどの課題があった。ちょうど本市の特別委員会において通年議会を検討していた一昨年の平成22年の頃に、例としてあまり適切ではないかもしれないが、鹿児島県阿久根市の当時の市長が議会を招集せずに、専決処分ばかりを繰り返されていたという事例があったかと思う。私どもの特別委員会でも、その報道が話題となったということもある。これについては、非常に極端な例ではあるが、会期を通年とすることにより、つまり議会を開いてさえしまえば、後は、議長により速やかに本会議を開くことができるようにすることで、災害等の突発的な事件や緊急の行政課題等に対応ができるようにするとともに、執行部が専決処分を行っていた議決事件を、議会を開いて審議することができるようにするというようなことを目的としている。

通年議会を実施するにあたっては、これまでの実施方法とは異なる新たな概念が生じ

てきた。それに対応するための用語を会議規則等で規定している。資料1の左側の下段 のところであるが、太字で「通年議会の実施により用語が変わります」として記載して いる。同じ資料の「通年議会の開催イメージ」の図の中で、上段の定例会本会議という 欄により、本市の通年議会の開催方法を説明する。

まず、通年議会の会期についてであるが、本市の会議規則第4条第2項において、会期は招集された日から翌年の当該招集された日の属する月の前月の末日までの間で定めると規定している。この会期の考え方であるが、先に実施していた町村では、主に暦年によるやり方と年度によるやり方の2つの実施方法があり、いつから始めるのかということについては、特別委員会で検討を重ねた。議員の任期が5月から始まることから、これにあわせた方がわかりやすいのではないかというようなことが議論され、結論として議員の任期にあわせることとなり、図にあるよう5月の中旬から翌年の4月の末日頃までの約1年間を会期としている。

1年間の流れとしては、まず、5月にこれまでの臨時会に替わり、新たな用語として、定例会の招集により最初に開く会議というように定義をしているが、こちらの方を開会議会と定義し、これを開催して、会期の決定や正副議長等の議会役員等の選任を行っている。この5月開会議会が終了すると、休会に入る。その後は、これも新たに定例的に開く会議というように定義をした、これまでの定例会に替わる定例月議会を6月、9月、11月、2月に開催し、会期末となる4月末日まで、定例月議会と休会を繰り返し閉会を迎えるということになる。また、定例月議会以外の休会中であるが、これも新たに定例月以外に緊急に必要が生じた際に開く会議というように定義をしており、これまでの臨時会に相当する、緊急議会というものを開く場合ある。以上を1年の大きな流れとし、昨年の5月から実施している。

次に、実際の運用状況について説明する。昨年の5月1日に議会基本条例を施行し、通年議会というものが実質的にスタートしたわけであるが、最初に開く会議とした開会議会については、昨年5月17日と18日の2日間、開催している。その会議のはじめに、議会の議決により、定例会の会期を平成23年5月17日から翌年の平成24年4月27日までの347日間と決定している。これは、本市議会としては、これまでにない長期間の会期となっている。この5月開会議会の後は、初めての定例月議会となる6月定例月議会の初日の昨年6月7日の前日にあたる6月6日までを休会としている。翌6月7日に6月定例月議会の初日を迎え、6月30日までを議会期間として初めての定例月議会を実

施した。その後は2回目となる9月定例月議会、3回目となる11月定例月議会を経て、現在は次回の2月定例月議会の初日として予定をしている、2月15日の前日にあたる、2月14日までを11月定例月議会の最終日に休会と議決しているので、休会となっている。なお、この間に従来の臨時会に相当する緊急議会を開催した実績はない。

次に、会期を通年とするもうひとつの大きな目的でもある、常任委員会の所管事務調 査について説明する。本市の議会基本条例第9条第2項では、「常任委員会は、精力的 に所管事務調査を行うものとする」と規定している。これまでは、閉会中に委員会が調 査等の活動を行おうとする場合は、定例会の最終日に閉会中の継続調査を議長に申し出 たうえで議決し、その申し出た調査項目の内容についてのみ、閉会期間中において調査 を実施しており、委員会の活動は非常に制約のあるものになっていた。これを通年議会 の実施により、1年の会期を通じて何の制約もなく、所管事務調査を積極的に実施でき るようにし、委員会の活性化を図ることを目的としている。通年議会の実施後に、実際 に変化があった事例としては、従来の閉会期間中は、1ヶ月に1回程度の開催だった委 員会が、1ヶ月に3回ないしはそれ以上開催するというような委員会も出てきた。あく までも委員長の采配によるところもあるが、従来にも増して積極的に所管事務調査をし ている委員会もある。また、調査項目についても制約がないので、従来であれば閉会期 間中に議決をした1つの項目しか取り上げることができなかったが、休会中に2つ以上 の項目を取り上げ、タイミングを得た調査を、同時に並行に実施するような場合もあり、 積極的に委員会を開催することにより、この制度を十分活用した委員会も現れている。 以上が通年議会の主な内容である。

あと、議会基本条例の施行に伴い、新たに始まった取組である、反問権と文書質問について、簡単に説明する。同じ資料のさらに右側の下段の方を使って説明する。最初に、反問権について説明する。本会議や委員会において、市の職員は議員からの質問や質疑に対して答弁を行う。その質問の内容が不明確であれば議論が噛み合わず、議員が聞きたい内容の答弁を得られないばかりか、聞いているものについても内容が不明瞭となってしまう。そこで、市職員が質問や質疑を行った議員に対して、質問の趣旨を確認することができるように定めることで、議論を明確にしようとするものが反論権である。反問権については、他市議会においても取り入れているところがあるが、その規定している内容の多くは、質問の趣旨を確認するという、議論の明確化を図ろうとするものが多いと思う。本市においても、同じように議論の明確化を図ろうということで定めている。

さらに本市の特徴は、新たな取組として、市の職員から議員の考え方を問い返したり、 あるいは対案の提示を求めるといった、いわゆる反論というものも含めることを規定し ている。これにより、議員と市職員との議論が深まることを目的としている。

実際の運用事例についてであるが、議会基本条例施行後、初めてとなる6月定例月議会において、本会議の一般質問の中で、反問権らしきものがあった。この「らしきもの」というのは、本市の場合、特に反問権を使用する際に、「反問権を行使します」というように執行部の職員の宣言が要るとか、あるいは行使に際して、議長とか委員長の許可が必要という決めがないので、明確に行使されたと判断できるものがない。あくまでも聞いている者の主観によるものであるが、先の6月定例月議会の一般質問の時に、執行部の答弁に対して質問した議員が、「初めて反問権を行使したね」というような内容の発言をしていたので、そういう行使らしきものがあったということで説明した。

検討している段階においては、執行部が質問することにより、議員の質問時間が短くなるため、議長または委員長の許可制にしてはどうかとか、あるいは反問している時間は、一般質問における議員の持ち時間から抜くべきではないかなどの意見があったが、最終的には、実際に導入してみないとどのように運営に支障が生じるのかわからないので、まずは反問権の行使に係る許可や時間制限を設けず、従来のやり方の中で実施をし、問題が生じればその都度、協議することになり、現行のやり方で一旦、導入することになった。その後も何度か反問権らしきものは行使されているものというような場面はあるが、いずれの内容も議員に対して考え方を問い返すような反論というものではなく、あくまでも質問の趣旨を確認する程度に留まるものである。反論的な趣旨の反問権が実際に使用されるかどうかについては、さらに今後、運用に係るかと思うので、注目していきたいと考えている。

続いて、文書質問の説明をする。議会基本条例第16条において、「議員は議案、政策、施策等をより深く理解するために、議長を経由して、市長等に対し、文書質問を行うことができる」と規定している。これは、議員は議会期間中を除いて、文書により執行部に対して質問を行うことができ、その質問の内容については、一般質問として行う内容と同程度のものを行うことができると規定している。また、同条第2項及び第3項において、質問書は議長を経由して執行部に送付し、執行部は速やかに回答することを規定している。議会基本条例運用規定の第12条において、具体的な運用方法等を規定している。また、その後段の方には、本市の質問書と答弁書の様式も添付している。

質問書と答弁書については、その写しを全議員に配布することで情報の共有化を図るとともに、一般の方にも見てもらえるように、市議会ホームページ等で公開することとなっている。本市のホームページにおいては、実際にこれまで提出のあった質問書と答弁書を全て掲載しているので、また参考にしていただきたい。なお、文書質問に関しては、あまりに大量に提出されると執行部の業務に支障を来たす恐れもあるので、大量に出された場合は、議会運営委員会で対応を協議することなども運用規程には規定している。

実際の運用状況については、昨年5月の開会議会の翌日に第1号が提出されている。内容は、昨年4月に統一地方選挙が実施されているので、その統一地方選挙の総括を問うものであった。この質問書を議長経由で執行部に送付し、執行部から答弁書が戻ってきたのは6月3日であった。質問を提出してから答弁が返ってくるまでに、約2週間かかっている。答弁が戻ってくるまでの期間は、内容にもよるかと思われるが、これまでの実績から判断すると、約2週間前後ではないかというような状況である。当制度についてのその後の運用状況であるが、本日現在で13件、3人が利用している。条例を検討していた特別委員会の時に、文書質問の制度はあってもあまり利用されていないというようなことを聞いていたので、その状況と比べる限りにおいては、利用はかなりしていると考えている。また、この制度を実際に利用した議員からは、「いつでも質問ができるのが良い」、「会議録とは違って明確に文書になって返ってくる」、「記録になって残るのが良い」というような肯定的な感想をいただいている。今後も制度の利用は進むものではないかというように考えている。

委員:四日市市議会の非常に先導的な取組を説明いただいた。ただいまの説明に対して、 質問等をお願いしたい。

委員:通年議会にされてから、執行部の負担はそれまでと比べて増えたのか減ったのか、 また、どのように変わったのか。

四日市市議会事務局: しっかり確認をしたわけではないが、通年議会になったからという ことではなく、委員会の所管事務調査の回数が増えたり、文書質問という新たな質問の 場ができ、それに対して答弁をしなければいけなくなったりということでの負担という のは、増えているというように理解している。

委員:文書質問も13件と先ほど言われたが、休会中に文書質問をされると、執行部はそれに対応しなければならない。基本条例にも「早急に答弁をしなければならない」という

ように書いてあるので、執行部の負担というのは大変なのではないかということを率直 に感じている。

四日市市議会事務局:実は1年前、私は執行部側におりまして、「文書質問が一体どれくらい出てくるのか」ということを不安に思っていた。既に規定をしているところは、ほとんど活用されていないというようなことで、四日市市もそれに倣うことを非常に期待していたところがある。ただ、蓋を開けてみたら大変活用していただいており、その分の負担というのは、やはり増えていると思われる。

本会議中の一般質問答弁においても、市長、副市長が入った場で答弁の内容を検討しているので、文書質問においても、いわゆる単なる資料請求の扱いではなく、2 役まで含めた形での答弁の内容の検討もしているので、その点での時間は要しているのではないかと思っている。速やかにというのは、特に具体的に期限を決めなかったということでご理解をいただきたい。

委員:例えば通年議会になったことによって、当然いろいろなメリットが出てきていると思う。また、先ほど質問があったように、執行部の負担も増えるだろうし、また、それにともなう費用の負担も増えるだろうと思われるが、これはしっかりと市民のために議員が働くということであれば問題はないと思う。

我々もいろいろと議論をしている中で、例えば請願について、参考人招致あるいは利害関係者の招致といったものも当然していると思うが、そういったことについての議論は、どのような形でされているのか。例えば過去からルール化されていたのか、あるいは会期を通年とするによってルール化してきたのか。また、委員間の議論とか委員会での議論とかいろいろあるが、こういったことについて、従来の年4回の会期から通年議会としたことによって活発になってきたのか。あと、委員長報告について、執行部の対応が、ともすれば回答だけで終わってしまうようなことにはなっていないのか。しっかりとした対応をされているのかということも含めて、通年議会とは直接的に関係ないかもしれないが、その辺りのやり方がどう変わってきたかということも含めて、もしあれば教えていただきたい。

四日市市議会事務局:まず、請願者の趣旨説明というところについて説明をさせていただく。もともと請願については、委員会の方へ紹介議員に来てもらい、説明とかをしてもらうという規定はあった。ただ、この議会基本条例の制定を機に、議員だけでなく請願者についても委員会の方へ来ていただいて、趣旨説明ができるという、できる規定とい

うものを新たに会議規則へ設けた。

昨年の5月以降の実際の運用状況であるが、まず、流れとしては、請願を出していただく時に、私どもの方から「今回から新たにこういうことができるようになりました」というようなことを説明したうえで、相手から、もし希望があれば文書により、特に書式等は決まっていないが申し出をいただき、それに対して委員会を開いて、請願者からこういう申し出があるが、それを受けるか、あるいは拒否するかを諮ることになる。特に拒否することはないかと思われるが、一応、確認ということで委員会を開き確認している。そのうえで、議長名で請願者の方に、「何月何日の何時にお越しください」と連絡する。これも議会運営委員会で議論のあった話であるが、平日の昼間ということもあるので、請願者の方に出席していただきやすくするために、委員会の審査の最初、例えば「午前10時から来てください」とかにするというように、出席しやすいような便宜を図るというようなことも申し合わせている。

それで、請願は定例月議会で扱うわけであるが、昨年の6月の定例月議会から9月、11月と3回の定例月議会があったが、新たに請願は8件あった。その8件のうち7件について希望を伺ったところ、全て請願者が趣旨説明に出席したいということであった。8件中7件は来ていただいているので、かなり活用していただいているのではないかと考えている。

継続審査となった場合についても、「再度、趣旨説明に来ていただいても結構です」というようなお話をさせていただいたところ、「ぜひ再度、訴えたい」ということで、実際に再度説明をいただいているというような状況もある。かなり活用していただいているということと、請願はほとんど個人というよりは団体から出ているので、1つの請願について2人程度出席している。特に何人とかの制限はないので、代表者の方と、事務局長なり書記長とかの事務方の方が出てきて、主に事務局が説明しているのがこれまでの例である。

四日市市議会事務局:参考人招致が、どのような状況かという質問であるが、従来からも委員会における参考人については、委員会ごとであるが、積極的に活用されており、年に何人かの方に出席いただいている。その辺りの規定については、基本条例の第24条でさらに参考人制度を活用しようということで規定している。逐条解説の46ページにあるように、24条で地方自治法に定めのある参考人制度の活用を、さらにうたっている。その結果であるが、委員会でさらに、例えば産業生活常任委員会では、外国人の方との共

生などの多文化共生について参考人の方を招致するというような形で何回か行い、さらに活発化している。

委員会の活動であるが、通年議会にしたことにより、所管事務調査が増えている。4 つの常任委員会があるが、その常任委員会の所管事務調査については、通年議会を導入 する前よりも、開催日数は1.5倍ほど増えている。そういった委員会の活動、その委員 会における議員間討議というのは、条例制定前よりは増えているのではないかと感じている。

委員長報告への対応という質問であるが、基本条例の逐条解説の43ページにある、17条「附帯決議」の箇所で、本会議、委員会等で可決された内容について最大限尊重するとともに、その後の事後の状況、対応等を議会に報告するように規定した。委員会などで報告に書かれた内容のまとめ、そして附帯決議が付された場合の状況の結果、そういったところについても随時委員会に報告することとさられたので、委員会に報告されるものが、以前にも増して行われている。

委員:過去の4回制から通年になったということで、そういった議論をする場も増えたので、非常に活発化してきたということだというように思うが、ちょっと確認させてください。四日市市議会は定員何名か。

四日市市議会事務局:36名である。

委員:36名の方が、この通年議会、全員が賛成されたのかどうかはわからないが、失礼な言い方であるが、このように聞かれるとよいことを言われるのが多いと思う。まだこの短い期間の間であるが、通年議会になってあまりよくなかった点とか、あるいは今までの中で、何か感じたことがあるか。率直な意見が聞きたい。

四日市市議会事務局:両方の立場を知っているということもあるわけだが、どちらかというと、不安の方がまだ残っている。正直申して、3月の地方税法改正にともなう税条例の改正等、今まで何の疑問もなく専決処分していたことを、緊急議会を開いて議決をしなければいけないということが、本当にきちんとできるのかという不安がある。いろいろな面での負担というものもあるかもわからないが、委員会活動が自由に開けるようになった。休会ということと閉会ということとの違いで、1年中活動できる期間というようになったというのが、やはり非常に大きいことなのではないかと思う。「委員会を活性化させよう」「活発に行っていこう」という思いを持たれた委員長は、本当にたくさんやられていると思っている。これからもしかすると「通年じゃなかったら良かったのに」

ということが出てくるかもわからないが、今一番大きなところは専決処分のところ、今年、衆議院が解散するとかいうようなことも言われている。そうなると、それにともなう予算も緊急議会を開いて議決をしなければ準備の経費ができない。今までだったら何の疑問もなく専決処分をしていたことが、大変になってくるのかなという不安を持っているというのが、正直なところである。

委員: 当然、専決処分がよい場合もあるし、いろいろな場合もあるだろうから、両面経験された中での発言だと思うが、我々も今日、市議会のみなさん方の意見を十分に勉強させていただき、これから三重県議会としてもしっかりとした考え方を持って検討していきたいと思う。

委員:普通、会議規則の中には一事不再議の条項があると思うが、通年議会にすると1年間の議会ということで、その辺りの運用はどのように変えられたのか。運用面でどうされているのか。

四日市市議会事務局:一事不再議について、特別委員会の方でも当然議論があった。1年間も議論ができないというようなことになってしまうと困るので、会議規則へその点について規定している。会議規則の第14条に、従来の会期というものを議会期間ということで、ひとつの定例月議会の期間を議会期間という考えをして、議会で議決された事件については、同一議会期間中は再び提出することができないという考え方に規定を変えている。基本的な考え方しては、従来の会期というものを、議会期間ということで置き換えをして、再び提出することができないという形に変更したうえで対応している状況である。

委員: それでは、具体的な例としては、定例月議会ごとにやっていくということでよいということか。

四日市市議会事務局:はい。基本的な考え方としては、そういうことである。

委員:議会事務局は議事運営の補助をするとか、また議員活動等の支援をする、また当局とかいろいろな調整をする業務が主だと思う。今、全国的に議会改革が進められているのは、最後は住民自治だから、そこへ持って行くべきであろうということだと思う。だから、県民のみなさん、住民のみなさん、市民のみなさんに、自分たちの議会の議論の中に参画をいただくことだということも大きな問題であると思う。そうした時に、事務局は県民のみなさんと議会との間に立っていただくという、その調整というか、媒介的に入っていくという仕事が、議会改革が進めばできてくると思う。その辺りのところで

大きく変わった面、通年になった時に議会としての事務局体制の強化ということについ て、どのような議論があったのか、ちょっと教えていただきたい。

四日市市議会事務局:基本条例の34条には、議会事務局の機能強化、組織体制の充実ということもうたっている。ただ、現実的なところから言うと、役所全体で人が減っていて、議会事務局だけどんどん人が増えていくということは、極めて難しいのではないかと思っている。私個人としては、議会事務局は、あくまで議員の活動のサポートというように、議会運営また議員の政策提案、それから開かれた議会というところのサポートというところが事務局の役割ではないかと思っている。通年議会になり、どうなるのかというのは、ちょっと今のところまだ見えていないが、現在としては、議員の活動の幅が広がった、または機会が多くなったというところを、いかにサポートしていくか。また、これはサポートとは言えないのかもわからないが、執行部との仲介役というか、接着剤的な役割、また市民のみなさんとの接点、仲介役というところも、やはりサポートという面で担っていくべき仕事ではないかというように考えている。

委員:実際、事務局体制で「どうしなさい」というのは、法的な根拠があるわけではなく、 地方自治法でも「こう定めなさい」とかいうことは全然ない。そのような時に、議会基本条例の中で事務局体制の充実とかいうことをうたうことに、私は意義があると思う。 議会改革が進んでいく中で、サポートをいただきながら進めるものと思う。実際の話、 私どもの県議会の中でも人事権があってもよいとか、事務局の予算に関しても、議会と して提案してもよいのではないかとの話もある。この辺りまでの議論というものが、当 然、議会改革の中で出てくると思っている。最後に、どのような経費の削減対策を行っているのかお話いただきたい。

四日市市議会事務局:議会報告会を新たに始めたが、基本的には会場使用料と手話の方の 謝礼くらいで莫大なものはなかった。

委員:先進的な取組を説明いただいたが、今までであれば休会中は月1回程度の委員会の開催であったものが、現在では3回くらいに増え、市民のために一生懸命、委員会が活発に活動されているというようなお話を聞かせていただいた。通年議会によりいろいるなメリットであったりデメリットはあるが、市民のために働くのであれば、当然ながら多少の費用であったり時間的な負担が増えるということはしかたがないという意見に関しては、私も同じような思いでいる。実際に、通年議会を導入するにあたって、議会の中で様々な議論が行われたと思う。当然、メリットデメリットの意見、先ほど出された

ような意見もいろいろあったかと思うが、最終的に導入に踏み切った、「通年議会で行こうじゃないか」というように決定付けた意見であったり、議会としての思いという辺りを、参考までに聞かせてもらいたい。

- 四日市市議会事務局:通年議会については、全議員で構成する議員政策研究会で導入していく方向が決定付けられた。その中では、やはり通年にして、議員間討議を活発化させようという考えのもとに、そうすれば委員会は開催が増えていくという意見もあった。議会基本条例の中に議員間討議の活発化というものを柱として入れることが議論されて決まったので、その辺りから通年議会というものも必然的に規定していこうということで、原案の時はほぼ、反対される方は基本的にいなかったような状況で、分科会の原案がつくられた。その説明をもとに、特別委員会で再度、通年議会についてのメリット・デメリットを議論し踏み切ったわけであるが、やはり執行部との調整の中では、地方自治法の中で通年議会というものを想定していないという意見であるとか、大学教授からの通年議会というものは、法が想定していないから難しいというような意見もいただいた。委員会の中で議論する中で、山梨学院大学の江藤教授などのアドバイスも受けながら、最終的には通年議会という形で、特別委員会の中でもまとまったというような経緯である。
- 委員:要するに、四日市市議会としては、とにかく議員間討議を活発にしていこう、市民 のためにしっかりと活動をしていこうという中で、多くの議員の方が賛同して、その中 から必然的にというか、通年議会になったということでよろしいか。
- 四日市市議会事務局: そのような形で意見がまとまり、通年議会の導入に踏み切ったということである。
- 委員:議会の質の向上とか、議員間討議の充実とか、いろいろなメリットの部分も多々あると思うのだが、執行部の方たちが、そこにとらわれて、本来やるべきものの業務、そちらの方に支障というものはあまりないのか。議会対応ではなくて、本来の職務というか、そういうところへの支障というのはないのか。
- 四日市市議会事務局:執行部が通年を決める際に、特に議会に対して一番言っていたのが、 日程の取り方についてである。一旦、議会を開いてしまえば、議会で何でもかんでも日 程を全部決めてしまって、執行部のことを全く気にせずにやってしまうのかという辺り で非常に危惧をされていた。その当時の総務課長からは、議会事務局の方に対して、か なり注文をいただいた。結局、言葉で言っているだけでは信用していただけないという

ところもあって、「はっきり文言として残してくれ」ということを言われた。そのことについては、資料3の、運用規程の第3条の第1項で、まず、市長等の公式行事等に公務に配慮するというようなことと、あらかじめ執行部と十分な調整のうえ決定し、という辺りにある。こういった文言というのは、もともとそこまで私どもとしては想定していなかったが、執行部まで「ここまではっきり文言として入れてほしい」というようなことを、実際にすりあわせしたうえで、こういう内容に決まってきた。ここまで書いてあれば、勝手にはどんどん議会の方で進めることはないだろうというようなことで、判断されたと思う。

委員:参考人招致の件であるが、特に文書による申請がないという話だったと思うが、それでよいのか。というのは、資料3の第13条の(1)の中に、「請願者が、委員会に出席し、請願趣旨の説明また意見陳述をしようとする場合は、請願書を提出するときに、文書にて議長に申し出るものとする」となっている。だから、委員会で意見、思いを言いたい時は、文書でそういうものを報告させるということでよろしいか。

四日市市議会事務局:先ほど私が説明をさせていただいたのは、文書がないというのではなく、説明したい方から提出する文書の様式が決まっていないという意味である。実際に、昨年の5月からやっている中で7件趣旨説明に来ていただいたが、7件とも文書にて、様式は若干それぞれ違うが申し出はいただいている。

委員:委員会に出席されるかどうかという意向を聞いて、もし意向があれば文書で提出していただくということでよいか。

それと、この通年議会になったことによる市民の反応みたいなものが、聞こえていれば教えていただきたい。また、議員の裏話というか、議員の反応というものはどんな感じなのか。この2点お願いする。

四日市市議会事務局:私はそれほど市民と接して聞くというのはないので、他市が視察に来たときに、議員が説明をしたりしている内容を聞く範囲でということであるが、市民から通年ということで、「毎日、議会やっているので大変なんじゃないか」というようなことをよく言われると言っている。もちろん本会議は毎日やっているわけではないが、先ほど言っているような委員会とか、具体的にはそういった活動の方が活発化して、さらに「いつでも開けるような状態になっているんですよ」というような状況を説明しているというようなことを聞いている。

四日市市議会事務局:外形的には、あまり変わっていないというところが、ひとつ大きな

ところではないかと思う。名称は変わっているが、同じようなタイミングで議会を開いているので、今のところそれほど大きく変わったような形で市民からの声というのは、事務局にはあまり届いていないと思う。逆に、通年議会ということを言うと、1年中本会議を開いているような誤解を持たれる市民の方がみえるところではないかと思う。ですので、やはり通年議会ということで、一度招集してしまえば、本会議を開く権限が議会に来たというところ、それと閉会が休会になって委員会活動が住民へ活発に行われるようになったと、これが一番大きなところなのではないかと思う。

委員:日程等の調整は本当にそうだと思うし、今は通年として成果があったこともよくわかった。これからステップアップされるのであれば、自分たちは任期が4年なので4年間開きっぱなしというか、通任であると思う。例えば1年の通年なら2年間の通年にしようとか、最後は4年が最高だから、通任というような形のことも今いろいろ言われてきているが、そのようなことについては、特に議論はなかったのか。また、今、通年をやってみえて、例えば2年間続いてきたらどうなると思うか伺いたい。

四日市市議会事務局:特別委員会の中では、通任という考え方が委員長からも示され、議論があったように記憶している。その中で、やはりとりあえず、まず通年という形1年間の行程でやってみようとなった。その後、法の解釈とかは別として、通任という考え方もあるのではないか。それはさらに検討していく今後の課題というか、そういう話はあった。

委員:他に、質問等はないか。なければ、以上で四日市市議会における通年議会の取組についての調査を終了する。四日市市議会事務局のみなさまには、取組の状況を教えていただき、ありがとうございました。四日市市議会の事務局のみなさまには、ここでご退室をいただく。

次に、通年議会の課題等について、検討が終了していない項目について検討を行いたい。その前に、本日の検討項目に入る前に、前回までの検討結果を確認したいと思う、 資料4に基づき事務局から説明をしてもらう。

事務局: 資料4をご覧いただきたい。項目ごとに通年議会の課題等と委員の意見と、そして検討結果について取りまとめた資料である。

まず、この1ページ目。第1の項目のところ、「定例会の招集回数及び会期」については、先ほどの四日市市議会の通年議会取組に関する聴き取り調査の実施後、再度、検討するということだったので、この後、ご検討をよろしくお願いする。1ページで、確認

しておきたいのは、「第2 本会議の運営方法等」の「議案、請願等審査の方法」のとこ るの検討結果の 、委員長報告についてである。委員長報告に重みを持たせることは必 要なので、例えば委員長報告への対応状況報告を常任委員会の開催ごとに1年間義務付 けるなど、その手法を検討する必要があるということで、前回、検討いただいている。

2ページの「5 県政に対する質問の方法」については、前回、代表質問の関係と文書質問制度のところをご議論いただいた。 の2つ目の段落のところであるが、代表質問は現行どおりとし、必要があれば議会運営委員会等で協議のうえ、通例の会議以外でも実施すれば良いということであったかと思う。それと、文書質問制度については、特に必要ないのではないかという結論だったかと思う。

続いて、3ページの「第3 委員会の運営方法等」の3「常任委員会開催日数の増加」のところである。この中の、「行政部門別常任委員会を1日2委員会の開催とする等により、少数会派の議員が、所属委員会以外の委員会を傍聴しやすくすべきではないか」という課題等に対しての検討結果は、複数の行政部門別常任委員会に所属していただくことについて、日程調整等が複雑になるので困難であるということであったかと思う。それと1日に開催する委員会数も、現行どおり1日3委員会とし、今後、少数会派のご意向等も確認していく必要があるということだったかと思う。

それと、 の「常任委員会予備日及び委員会等予備日を十分に活用するため、予備日 は議会活動を優先する旨をルール化すべきではないか」という課題に対しては、予備日 は、議会活動を優先するのは当然のことであり、ルール化までは必要ない。予備日にお ける議会活動の優先を確認することにとどめるということだったかと思う。

続いて、「4 常任委員会等の審査・調査の方法」の「(3)議案の審査」の中の課題等の、「常任委員会の正副委員長の人選、委員任期の複数年化をどうするか」であるが、委員長の人選は当選回数等による順送りではなく、リーダーシップを発揮できる人材を優先的に充てる等の工夫が必要である。委員任期については、昨年5月の各派世話人委員会で議論がされているので、現行どおり1年間とするということである。

「(4)請願、陳情の審査」のところで、「請願者に委員会での発言機会を保障する制度が必要ではないか」という課題についての検討結果である。「政策担当者会議において、請願者から請願の趣旨を確認しており、改めて、委員会における請願者の発言機会を保障することまでは必要はない。これまでと同様に、委員会で意見を聴く必要があれば、参考人招致を行うことになる。ただし、請願の制度自体をもっと県民に広報していく必

要があるということだったと思う。

また、4ページの「出席を求める説明員の範囲」のところであるが、この検討結果については、現在も委員会への出席説明は必要最小限としているので、現行どおりということだったかと思う。

「6 委員会の県内・県外調査」は、政務調査等を活用した調査に移行すべきではないかという課題であったが、検討結果は、廃止という形にしてしまうと、そもそも調査自体が実施できなくなるので、現在でも県外調査については、2泊3日以内で実施することができるという規定の取扱いがあるので、必要性について委員会で十分協議のうえ実施すればよいのではないかということである。県内調査については、やはり必要なので現行どおり実施するということだったかと思う。政務調査については、委員会調査の補充として実施すればよいということであった。

第4「本会議、委員会等の開催経費等」のところの検討結果であるが、会期日数が増えたことによって、経費が直ちに増大するとは限らない。実際ここ数年、2回制になってから経費は逆に減少しているということがあった。ただし、経費が増大したとしても、それに見合った活動を議会として行っていれば、説明責任として果たせるのではないかということであった。

第6「事務局態勢の充実等」のところである。かなり業務が増えるのではないかという課題等に対して、検討結果としては、事務局態勢のさらなる充実が必要である。また今後、議会に関する人事権なり予算編成権についても課題となってくるのではないかということである。

最後に、第8「議会改革諮問会議最終答申」で新たに提言された事項が3つあり、その1つが議会活動、会派活動、議員活動のバランスということが課題になっていたが、 検討結果で、活動のバランスは個々の議員の裁量によるところが大きい。年間議事計画 は1年先まであらかじめ決定されているので、その中で議員個人の責任で活動していた だければよいのではないかということであった。

2つ目は、「政策広聴、市町議会との交流・連携」の部分である。これについて2つあり、議会報告会、出前県議会、意見交換会等というものと、もうひとつが市町議会との交流・連携のことである。基本的に方向性としては2つとも同じなのだが、それぞれの取組については必要であるので、年間スケジュールに組み込むべきであるということであった。ただ、実施方法の詳細については、広聴広報会議等の別の機会で議論をしてい

ただくべきではないかということであった。

通任期制に繋がる議会活動であるが、4年間の政策サイクル「通任期制」のあり方という課題に対しての検討結果では、4年間の任期を踏まえた取組も必要にはなってくるが、まだ通任期制については、すぐに結論が出るものではなく、中長期的な課題というご結論だったかと思う。

それと最後、「その他」のところで、会期のあり方に関する辺りのことが書かれているが、これについても、今から再度、検討をいただければと考えている。以上である。

委員:ただいまの説明に対して何か質問等はないか。なければ、本日の検討項目に入る。 「定例会の招集回数及び会期」及び「その他」については、相互に関連するので一括して協議をする。

委員:提案であるが、今日も四日市市の通年議会に対する取組というもののお話をいただいた。全国的な流れがあり、また議会改革もずっといろいろな形の中で進んできている中で、あのように取り組んでこられたということだったと思う。先日も、この会議が終わった後で少し情報を収集したら、地方制度調査会が地方自治法の改正案に関する意見というものをまとめて出された。地方議会の会期を含めた、専決処分のことや直接請求制度等々のことについての地方自治法改正に関する意見が出てきているので、議論の積み重ねがあったというように思う。そこで、一度この地方制度調査会の議論の経過等々をお聞きする場を設けて、その後に、私どもの大きな問題である、この招集回数、会期について議論を深めていったらどうかと思うがいかがか。

委員:今後の進め方についての提案であるが、いかがか。

委員:そういうやり方でいいのではないか。誰かを呼ぶのか。

委員: それは議論してもらえればいい。例えばこの地方制度調査会の地方自治法に関する 改正についての知識を持ってみえる方においでをいただいて、その流れというか、意見 についてのお話をお伺いするという場を設けたらどうかという提案をしたいということ である。

委員:要するに、勉強会みたいな形でやるということか。それは可能なのか。

委員:次回のこの検討会は、2月9日で決定させてもらっているが、まだ調整可能かとは 思う。

委員:相手の都合もあるから、そんなに上手にいかないかもしれない。

委員:その提案は、特に拒むものではない。

委員:本論に入ろうかと思っていたが、その前に、今の国の流れも少し勉強をしたうえで、 議論するという提案をいただいたが、それでよろしいか。

(「結構です」の声あり)

事務局: 先程の有識者の方をお呼びするという発言の賛同が得られたが、今、残っている、 招集回数及び会期の件は、その方等のお話を聞いて再度検討するということか。それと も、今日この場でやるのか。

委員:私は、そのお話を聞いてこのプロジェクト会議はどうするかという結論に導いていったらどうかという思いで提案した。

委員:では、今日はもう議論をしないということでよろしいか。 (「はい」の声あり)

委員:それでは、そのような進め方にさせていただく。

事務局:次回は2月9日を予定しているが、どういう方をお呼びするかも正副座長と検討 させていただき、相手の方の都合により日程が少しずれるかもしれない。

委員:正副一任でお願いしたい。

委員: どなたになるかわからないが、有識者の方を呼んでいただけるということだが、通 年議会がよいというように取り組んでこられた方だけを呼ばれるということか。それと も、「これはちょっといけないんじゃないかな」というような考え方の方も呼ばれるのか。 2通りの意見を聞いた方がよいような気もするのだが。

委員: そういうことではない。 通年議会を進めていこうというような話ではない。

委員:通年議会があるからどうからというのではなくて、今の国の動きの中で、先ほど申 した意見書が出てきた。その流れはどんなものがあるのかという状況をお聞きするもの である。

委員:了解した。

委員:今までの改正案の中身とは、月1回開会しなければならないとか、1月に開いて12月で閉めるとか、そうしなければならないみたいなものがあったのだが、そうではなく、「議会の方にある程度、お任せしましょう」というように変わってきたので、その変わってきた流れというか、目的だとか狙いというものを、聞きたいということでよいか。

委員:今までの地方自治法で定められていた想定外のことが、多く起こってきている。その中で今、求められているのは、議会は自主性、自立性を発揮し住民自治としていくのが流れ。だから、三重県議会も議会改革をずっと今まで進めてきて、この問題があって

ここへ来たし、基本条例の見直しも今、三重県議会はやっているわけで、やはりそれとともに時代が進んでくるというか、経過することによっての地方自治法の問題であるとか、今の地方制度調査会の議論やその状況を知ることも必要ではないのかと思っている。特に、そこに会期のこともあがってきているし、専決処分のこともあがってきているので、これを参考に勉強させていただいて、このプロジェクト会議としてひとつの方向性を決めるのに参考に勉強したらどうか。だから参考人においでをいただいたらという思いでご提案をさせてもらった。

委員:通年議会ありきで聴くわけじゃないということでよいか。

委員:なかなかわかっていないというところがあるので、先ほど言われたような意味合いで呼んでいただいて勉強させていただくのは、大変ありがたいと思う。そういうことを全部総合的に考えたうえでどうかという議論に、私自身も参加したいと思うので、ぜひその流れでお願いした。

委員:共通理解をしていただけたようなので、次回は一応2月9日ということだが、参考 人の方の都合もあるので改めて調整をさせていただき、正副座長に任せていただくとい うことでよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

委員:では、そのようにさせてもらう。では、本日ご協議いただく事項は以上である。他に何かないか。

(「なし」の声あり)

委員:なければ以上で、第6回プロジェクト会議を終了する。